



発行 東京都

目次

規則

- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則……（福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課）…一
- 麻薬及び向精神薬取締法第五十九条の四の規定に基づく措置入院者の費用徴収に関する規則の一部を改正する規則……（福祉保健局健康安全全部薬務課）…二
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則……（福祉保健局健康安全全部感染症対策課）…三
- 告 示
- 不健全図書類の指定……（都民安全推進本部総合推進部若年支援課）…四
- 土地収用法による収用又は使用の手続開始……（財務局財産運用部管理課）…五
- 市街地再開発組合の解散認可……（都市整備局市街地整備部再開発課）…五
- 市街地再開発組合の定款の変更認可……（同）…五
- 市街地再開発組合の事業計画の変更認可……（同）…五
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……（環境局環境改善部化学物質対策課）…五
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……（同）…七
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除及び指定……（環境局多摩環境事務所環境改善課）…八
- 種畜証明書の交付……（産業労働局農林水産部農業振興課）…九
- 都道の区域変更……（建設局道路管理部路政課）…二

規則

- 都道の供用開始……（同）…二
  - 道路法による道路の占用を制限する区域の指定……（建設局道路管理部監察指導課）…二
  - 公 告
  - 軽油引取税に係る免税証の無効処分……（主税局課税部課税指導課）…二
  - 開発行為に関する工事完了（二件）……（同）…二
  - 開発行為に関する工事完了（二件）……（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課）…三
  - 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……（産業労働局商工部地域産業振興課）…三
  - 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……（同）…三
  - 大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要……（同）…三
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。  
令和元年八月九日  
東京都知事 小 池 百合子
- 東京都規則第四十五号  
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則  
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和四十年東京都規則第二百四号）の一部を次のように改正する。
- 別表第1の部1の項中「の前年分の所得税額（前年分の所得税額が確定していない場合には、前々年分の所得税額。以下同じ。）」を「について法第29条第1項又は第29条の2第1項の規定による入院のあった月の属する年度（当該入院のあった月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第29.2条第1項第2号に掲げる所得割（同法第32.8条の規定によつて課する所得割を除く。以下「所得割」という。）の額」に改め、同項の表中「所得税額の合計額」を「所得割の額の合算額（年額）」に、「費用徴収月額」を「費用徴収額（月額）」に、「147万円」を「56万4千円」に改め、同部中2の項を3の項とし、1の項の次に次のように加える。

指定番号 種類 名称、号刊、共通雑誌  
コード及び発行者 指定理由

四二九四 雑誌 equal collection  
お兄ちゃんは女装がお好き!? 青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。  
株式会社笠倉出版社

●東京都告示第二百九十三号  
土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三十四条の三の規定により、次のとおり収用又は使用の手続の開始を告示する。

令和元年八月九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 起業者の名称  
中野区
- 二 事業の種類  
東京都計画道路事業区画街路中野区画街路第四号線
- 三 手続が開始される土地  
（一）収用の手続が開始される土地  
中野区沼袋二丁目及び沼袋四丁目各地内  
（二）使用の手続が開始される土地  
なし
- 四 手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所  
中野区役所都市基盤部都市計画課

●東京都告示第二百九十四号  
都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第四十五条第四項の規定に基づき北品川五丁目第一地区市街地再開

発組合の解散を認可したので、同条第六項の規定により告示する。

令和元年八月九日

東京都知事 小・池 百合子

●東京都告示第二百九十五号  
都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき白金二丁目東部北地区市街地再開発組合の定款の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和元年八月九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 組合の名称  
白金二丁目東部北地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間  
平成二十七年四月二十四日から令和五年十二月三十一日まで
- 三 施行地区  
港区白金一丁目地内
- 四 事務所の所在地及び設立認可の年月日  
港区白金一丁目二十九番四号白金レジビル三階  
平成二十七年四月二十四日
- 五 定款の変更の認可の年月日  
令和元年八月九日

●東京都告示第二百九十六号  
都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八

条第一項の規定に基づき茗荷谷駅前地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和元年八月九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 組合の名称  
茗荷谷駅前地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間  
平成十七年十一月二十五日から令和元年九月三十日まで
- 三 施行地区  
文京区大塚一丁目地内
- 四 事務所の所在地及び設立認可の年月日  
文京区大塚一丁目四番十五一四〇九号  
平成十七年十一月二十五日
- 五 変更の内容  
事業施行期間を令和二年九月三十日まで延長する。
- 六 事業計画の変更の認可の年月日  
令和元年八月九日

●東京都告示第二百九十七号  
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年八月九日

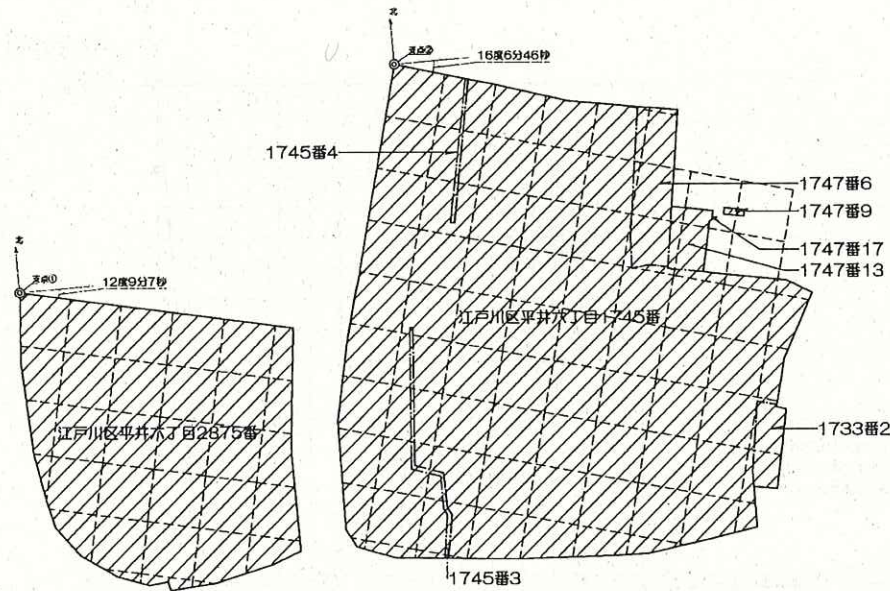
東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江戸川区平井六丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

別図



【支点①】  
支点は、江戸川区平井六丁目2375番の最北端とする。

【支点②】  
支点は、江戸川区平井六丁目1745番の最北端とする。

【支点①の格子の回転角度(12度9分7秒)】  
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【支点②の格子の回転角度(16度6分46秒)】  
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

凡 例	
	敷地境界
	筆境界
	筆地区界線
	形質変更時要届出区域